

益城町告示第81号

益城町立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月25日

益城町長 西村 博則

益城町立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 町立幼稚園及び保育所のあり方に関する事項を検討するため、益城町立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 町立幼稚園及び保育所のあり方に関する事項
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命した15人以内をもって組織する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町民生委員児童委員協議会の代表者
- (4) 町立幼稚園の園長
- (5) 町立幼稚園を利用している子どもの保護者の代表者
- (6) 町立保育所の所長
- (7) 町立保育所を利用している子どもの保護者の代表者
- (8) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から町長に対して答申する日までの期間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。